

# 鹿児島国際大学短期大学部学則

## 沿 革

昭和41年11月4日制定	昭和60年4月1日改正	平成13年4月1日改正
昭和43年4月1日改正	昭和61年4月1日改正	平成14年4月1日改正
昭和44年4月1日改正	昭和62年4月1日改正	平成15年4月1日改正
昭和45年4月1日改正	昭和63年4月1日改正	平成16年4月1日改正
昭和46年4月1日改正	平成元年4月1日改正	平成17年4月1日改正
昭和47年4月1日改正	平成2年4月1日改正	平成17年12月21日改正
昭和49年4月1日改正	平成3年4月1日改正	平成18年4月1日改正
昭和50年4月1日改正	平成4年4月1日改正	平成19年4月1日改正
昭和51年4月1日改正	平成5年4月1日改正	平成20年2月25日改正
昭和52年4月1日改正	平成6年4月1日改正	平成20年4月1日改正
昭和54年4月1日改正	平成7年4月1日改正	平成21年4月1日改正
昭和55年4月1日改正	平成8年4月1日改正	平成22年4月1日改正
昭和56年4月1日改正	平成9年4月1日改正	平成23年4月1日改正
昭和57年4月1日改正	平成10年4月1日改正	平成24年4月1日改正
昭和58年4月1日改正	平成11年4月1日改正	
昭和59年4月1日改正	平成12年4月1日改正	

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、地域の伝統および建学の精神を踏まえて、人格の完成をめざし、高度の一般教育を授け、かつ高い知性と豊かな情操を養うとともに、国際社会および地域社会の進運に貢献し得る実際のな専門の学芸を修得せしめ、教養に富んだ人間を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称および所在地)

第3条 本学は、鹿児島国際大学短期大学部と称し、鹿児島市坂之上8丁目34番1号に設置する。

## 第2章 学科および学生定員

第4条 本学の学科および学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
情報文化学科	50名	100名

(教育研究上の目的の公表等)

第4条の2 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 学科における人材の養成およびその他の教育研究上の目的は、情報文化に関する専門的な教育研究を行い、日本および国際社会に必須の知性と教養を磨き、グローバル化した現代社会に対応できる人材を養成することである。

(1) (平成22年3月31日削除)

(2) (平成22年3月31日削除)

### 第3章 修業年限・在学年限・学年・学期・休業日および授業期間

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

(在学年限)

第6条 学生の在学年限は、前条の修業年限の2倍の期間を超えることはできない。

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日より9月30日まで

(2) 後期 10月1日より3月31日まで

(休業)

第9条 学年中の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業日 8月1日より9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月23日より翌年1月7日まで

(5) 春季休業日 3月15日より3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更することがある。

3 臨時の休業日はそのつど学長が定める。

4 休業日であっても授業を行うことがある。

(1年間の授業期間)

第10条 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

### 第4章 入学・退学・転学・留学および休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女の入学および第23条に定める再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第12条 本学の第1年次に入学できる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

ア. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ. 文部科学大臣の指定した者

エ. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

オ. その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者選考）

**第13条** 入学志願者に対しては、選考の上入学を許可する。

2 選考方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 試験入学選考
- (2) 推薦入学選考
- (3) 特待生入学選考
- (4) 特別入学選考
- (5) 社会人入学選考
- (6) 外国人留学生入学選考
- (7) 海外帰国子女入学選考

3 選考の期日および内容については、別に学長が定める。

（転入学）

**第14条** 本学に転入学を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 選考の期日および内容等の詳細については、別に学長が定める。

（転学科等）

**第15条**（平成22年3月31日削除）

**第16条** 第13条および第14条に規定する許可は、教授会の議を経て学長が行う。

（入学志願手続）

**第17条** 入学志願者は、所定の入学願書にその他の書類および入学検定料を添えて願出するものとする。

（入学手続）

**第18条** 入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書・身元保証書・卒業証明書等および入学金ならびに授業料等を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者に対して学長は、入学の許可を取り消すことがある。

（保証人）

**第19条** 保証人は入学者の在学中の一切の事項につき、その責任を負うものとする。

2 保証人に異動があったとき、または保証人の住所に変更があったときは、その旨を学長に届け出なければならない。

（留学）

**第20条** 本学学生が、外国の大学への留学を願い出たときは、短期大学部教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本学の修業年限に算入することができる。

る。

3 留学に関する規程は、鹿児島国際大学学生国外留学規程および鹿児島国際大学学生国外留学規程施行細則を準用する。

ただし、鹿児島国際大学学生国外留学規程第3条に規定する留学の出願資格は、「本学に半年以上在学している者」とする。

(休学および復学)

**第21条** 学生は、疾病その他の理由により3カ月以上修学できない場合は、医師の診断書またはその理由を記した書類を添付して、保証人連署の上、学長に届け出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、在学年限に通算しない。

3 休学期間は、1カ年以内とする。ただし、特に学長の許可を得て1カ年以内に限り延長することができる。また、休学期間は通算して2年を超えることができない。

4 休学者は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

**第22条** 学生は、退学しようとするときには、その理由を付した退学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

**第23条** 本学学生で、次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者

(3) 第21条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 死亡した者

2 前項第1号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から1カ月以内に限りこれを許可することがある。

3 除籍および復籍に関する規程は、別に定める。

(再入学)

**第24条** 本学を正当な理由で退学した後、再入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前条第1項第1号に該当して除籍された日から1カ月を超えた後、再入学を希望する者があるときも、前項と同様とする。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

## 第5章 教育課程および単位数

(教育課程および単位数)

**第25条** 第4条に規定する学科の教育課程と単位数は、別表第1の1・第1の2のとおりとする。

(第2の1および第2の2 平成22年3月31日削除)

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第25条の2** 本学は、授業およびその他の教育指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修および研究を実施するものとする。

**第26条** 前条に定めるもののほか、司書に関する科目・ビジネス実務に関する科目・情報処理に関する科目・プレゼンテーション実務に関する科目・ウェブデザイン実務に関する科目・観光ビジネス実務に関する科目・レクリエーション・インストラクターに関する科目および音楽療法士（2種）に関する科目を置く。

2 教育課程と単位数は、別表第5・第6・第7・第8・第9・第10・第11および第12のとおりとする。（別表第3・第4 平成22年3月31日削除）

（単位の計算方法）

**第27条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。また、芸術等の分野における個人指導による実技等については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業研究・卒業制作等の成果に対しても、その成果を評価して、次のとおり単位を与える。

(1) 情報文化学科授業科目Ⅱ類の「卒業論文」については4単位を与える。

(2) （平成22年3月31日削除）

## 第6章 履修方法・課程修了および卒業の認定

（履修方法）

**第28条** 学生は本学を卒業するためには、情報文化学科の教育課程の授業科目を指定どおり履修し、その単位を本条第2項のとおり修得しなければならない。

2 情報文化学科の卒業単位数は68単位以上とし、うち15単位を同授業科目Ⅰ類より、44単位を同授業科目Ⅱ類より修得し、残り9単位以上は同授業科目Ⅰ類およびⅡ類中より修得するものとする。

3 （平成22年3月31日削除）

（資格の取得）

**第29条** 各種資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足しなければならない。

2 （平成22年3月31日削除）

3 （平成22年3月31日削除）

4 司書の資格を得ようとする者は、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第5の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

5 ビジネス実務士の認定証を得ようとする者は、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第6の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

6 情報処理士の認定証を得ようとする者は、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第7の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 7 プレゼンテーション実務士の認定証を得ようとする者は、本学情報文化学科に在籍し、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第8の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 8 ウェブデザイン実務士の認定証を得ようとする者は、本学情報文化学科に在籍し、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第9の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 9 観光ビジネス実務士の認定証を得ようとする者は、本学情報文化学科に在籍し、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第10の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 10 レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第11の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 11 音楽療法士（2種）の資格を得ようとする者は、本学則第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ本学則第26条第2項別表第12の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。  
(成績評価基準等の明示等)

**第30条** 本学は、学生に対して、授業およびその他の教育指導の方法および内容並びに1年間の授業およびその他の教育指導の計画を予め明示するものとする。

- 2 本学科は、学修の成果および試験に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。  
(試験)

**第30条の2** 各授業科目の成績評価は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。

- 2 成績評価は、試験結果、出席状況および平常の学習状況等に基づき、科目担当者がこれを行う。
- 3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることができる。
- 4 成績の評価は100点法をもって表し、60点以上を合格とする。
- 5 授業料・教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。
- 6 試験および成績評価に関する細則は、別に定める。

(単位認定)

**第31条** 各授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

**第32条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

**第33条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第34条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（本学または他の短期大学もしくは大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った本学則前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、本学則第32条第1項および前条第1項により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、本学則第32条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

**第35条** 本学則第32条から前条に関する事項および単位認定の取扱い等については別に定める。

(卒業の要件および時期)

**第36条** 本学に2年以上在学し、卒業に必要な授業科目および単位数を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 卒業の時期は、学期または学年の終わりとする。

## 第7章 学 位

(学位の授与)

**第37条** 前条の規定により卒業を認定された者には、短期大学士（情報文化）の学位を授与する。

- 2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

## 第8章 授業料その他納入金

(授業料および教育充実費)

**第38条** 学生は、本学所定の授業料および教育充実費を所定の期日までに納入しなければならない。

ただし、休学中の者の授業料および教育充実費は免除する。

- 2 特待生入学者には、授業料を減免する。ただし、取扱い規程については、別に定める。
- 3 既納の授業料および教育充実費は、返還しない。
- 4 授業料および教育充実費の額ならびに納入期日については、別に定める。

(その他の納入金)

**第39条** 学生は、授業料および教育充実費以外に実験・実習費ならびに履修費等の納入金を納めなければならない。

- 2 前項の納入金および納入期日については、その都度定める。

## 第9章 賞 罰

(特待生)

第40条 人物・徳操・学業・健康ともに優秀な学生は、これを特待生としてその在学中の授業料を免除することがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

(特別奨学生)

第41条 成績優秀で経済的に就学困難な学生または体育・学術文化活動および社会的活動において優秀な業績を修めた学生は、これを特別奨学生として当該年度の授業料の一部を免除することがある。

2 特別奨学生に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第42条 本学学則、諸規程または指示に違反し、あるいは学生としての本分にもとる行為をした者に対しては、学長はその情状により次の懲戒を加える。

2 懲戒は譴責、謹慎、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業不振で修学の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱す者

4 3ヵ月以上の停学の期間は、第5条に定める修業年限には算入せず、第6条に定める在学年限にも算入しない。

## 第10章 職員組織

(学長ならびに副学長)

第43条 本学に学長を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

(部長)

第44条 本学に短期大学部長を置く。

(学科長)

第45条 本学の学科に学科長を置く。

(教授、准教授、講師、助教および助手)

第46条 本学に教授、准教授、講師および助教を置く。

2 必要に応じて本学に助手を置くことができる。

(事務職員およびその他の職員)

第47条 本学に事務職員およびその他の職員を置く。

## 第11章 教授会

(招集および教授会組織)

第48条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は専任の教授をもって構成し，短期大学部長が招集し，議長となる。
- 3 教授会には，専任の准教授，講師および助教を加えることができる。
- 4 教授会が必要と認めるときは，その他の職員を会議に列席させることができる。

(審議事項)

**第49条** 教授会は，本学に関する次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
  - (2) 授業科目の種類，編成，単位に関する事項
  - (3) 評議員選出に関する事項
  - (4) 教員の留学等に関する事項
  - (5) 学生の入学，卒業，その他学生の身分に関する事項
  - (6) 学生の賞罰に関する事項
  - (7) 入学試験等に係る事項
  - (8) その他学部運営に関する事項
- 2 専任教員の人事に関する事項については，専任の教授によって審議する。
  - 3 教授会は，理事会の業務に関する事項には関与しない。
  - 4 教授会に関する必要な事項は，別に定める。

## 第12章 評 議 会

(評議会)

**第50条** 本学に評議会を置く。

- 2 評議会に関する事項は，別に定める。

## 第13章 専 攻 科

**第51～第59条** (平成24年3月31日削除)

## 第14章 研究生・科目等履修生・聴講生および外国人留学生

(研究生)

**第60条** 本学の学生以外の者で，本学において特定の研究課題について研究を志願する者があるときは，選考の上，研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生には，本学学則を準用する。
- 3 研究生に関する規程は，別に定める。

(科目等履修生)

**第61条** 本学の学生以外の者で，1または複数の授業科目を履修し，単位の修得を希望するときは，選考の上，科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生には，本学学則を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規程は，別に定める。

(聴講生)

**第62条** 本学の学生以外の者で，1または複数の授業科目について聴講を希望する者があるときは選考の上，聴講生としてこれを認可することができる。

- 2 聴講生には、本学学則を準用する。
- 3 聴講生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

**第63条** 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、「鹿児島国際大学外国人留学生規程」および「鹿児島国際大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」を準用する。

## 第15章 附属図書館

(附属図書館)

**第64条** 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

## 第16章 附置地域総合研究所

(附置地域総合研究所)

**第65条** 本学に附置地域総合研究所を置く。

- 2 附置地域総合研究所に関する規程は、別に定める。

## 第17章 情報処理センター

(情報処理センター)

**第66条** 本学に情報処理センターを置く。

- 2 情報処理センターに関する規程は、別に定める。

## 第18章 削除

**第67条** 削除

## 第19章 削除

**第68条** 削除

## 第20章 公開講座

**第69条** 本学は必要に応じて公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は、別に定める。

## 第21章 厚生施設

(学生寮)

**第70条** 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

(学生相談室)

第71条 本学に学生相談室を置く。

2 学生相談室に関する規則は、別に定める。

## 第22章 学則の改廃

第72条 学則の改廃は、評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成15年3月31日以前に入学した者については、従前の学則による。

### 附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成16年3月31日以前に入学した者については、第20条および第61条を除き従前の学則による。

### 附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成17年3月31日以前に入学した者については、第42条第4項を除き従前の学則による。

### 附 則

本学則は、平成17年12月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

### 附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年以前に入学した学生については、従前の学則による。

### 附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第46条および第48条については、平成18年度以前入学者にも適用する。

### 附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成20年2月25日から適用する。なお、第4条の2、第25条の2、第30条および第30条の2については、平成19年度以前入学者にも適用する。

### 附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

### 附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前に入学した者については、従前の学則による。
- 2 第4条に規定する学生定員は、平成22年度は、次のとおりとする。

学 科	年 度	平成22年度		平成23年度以降		備 考
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
情報文化学科		80名	160名	80名	160名	
音楽科		—	50名	—	—	

3 募集停止する音楽科は、全ての学生がいなくなるのを待って廃止する。

**附 則**

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 第4条に規定する学生定員は、平成23年度は、次のとおりとする。

学 科	年 度	平成23年度		平成24年度以降		備 考
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
情報文化学科		50名	130名	50名	100名	

**附 則**

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 第53条から第57条の2に規定されている別表第13から第16については平成24年3月31日に削除する。

付記 1 昭和42年度以降平成14年度までの学則改正にともなう附則は省略。

# 教 育 課 程

別表第1の1（第25条 関係）

情報文化学科授業科目（Ⅰ類）

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
カレッジ・ライフⅠ	1			吹 奏 楽 特 講 Ⅱ		1	
カレッジ・ライフⅡ	1			音 楽 体 験 演 習 Ⅰ		1	
カレッジ・ライフⅢ	1			音 楽 体 験 演 習 Ⅱ		1	
カレッジ・ライフⅣ	1			かごしま教養プログラム		2	
仕 事 と 人 生		2	2科目 4単位 以上	かごしまフィールドスクール		2	2科目 4単位 以上
日 本 国 憲 法		2		コミュニケーション英語Ⅰ		2	
心 理 学		2		コミュニケーション英語Ⅱ		2	
哲 学		2		中国語会話Ⅰ		2	
社 会 学		2		中国語会話Ⅱ		2	
経 済 学		2		ドイツ語会話Ⅰ		1	
文 学 論		2		ドイツ語会話Ⅱ		1	
生 活 と 環 境		2		フランス語会話Ⅰ		1	
芸 術 論		2		フランス語会話Ⅱ		1	
比 較 文 化 特 論		2		イタリア語会話Ⅰ		1	
合 唱 Ⅰ		1		イタリア語会話Ⅱ		1	
合 唱 Ⅱ		1		保 健 体 育	2		
吹 奏 楽 Ⅰ		1		体 育	1		
吹 奏 楽 Ⅱ		1					
吹 奏 楽 特 講 Ⅰ		1					
				計	7	46	

## 別表第1の2 (第25条 関係)

## 情報文化学科授業科目 (Ⅱ類)

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
情 報 社 会 論	2			観 光 英 会 話 Ⅲ		2	
情 報 メ デ ィ ア 論	2			観 光 英 会 話 Ⅳ		2	
コ ン ピ ュ ー タ の 世 界		2		ホ テ ル 業 務 の 英 語		2	
情 報 ネットワーク論		2		中 国 語 Ⅰ		2	
デ ザ イ ン 論		2		中 国 語 Ⅱ		2	
基 礎 情 報 処 理 演 習	1			中 国 語 Ⅲ		2	
情 報 検 索 演 習	1			中 国 語 Ⅳ		2	
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 概 論	2			観 光 中 国 語 Ⅰ		2	
情 報 機 器 利 用 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 演 習	2			観 光 中 国 語 Ⅱ		2	
プ レ ン テ ー シ ョ ン 演 習 Ⅰ	2			情 報 処 理 演 習	2		
プ レ ン テ ー シ ョ ン 演 習 Ⅱ	2			マ ル チ メ デ ィ ア 演 習 Ⅰ		2	
ア ル ゴ リ ズ ム 論		2		マ ル チ メ デ ィ ア 演 習 Ⅱ		2	
異 文 化 コ ミ ュ ケ ー シ ョ ン Ⅰ		2		ウ ェ ブ プ ロ グ ラ ム ィ ング 演 習 Ⅰ		2	
異 文 化 コ ミ ュ ケ ー シ ョ ン Ⅱ		2		ウ ェ ブ プ ロ グ ラ ム ィ ング 演 習 Ⅱ		2	
日 本 文 学 Ⅰ		2		コ ン ピ ュ ー タ シ ャ ム レ ー シ ョ ン		2	
日 本 文 学 Ⅱ		2		コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク		2	
中 国 の 文 学 (漢 文)		2		ビ ジ ネ ス ・ コ ン ピ ュ ー テ ィ ング	2		
ヨ ー ロ ッ パ の 文 学		2		ウ ェ ブ デ ザ イ ン Ⅰ		2	
児 童 文 学		2		ウ ェ ブ デ ザ イ ン Ⅱ		2	
日 本 語 表 現 Ⅰ	2			ウ ェ ブ デ ザ イ ン 演 習		2	
日 本 語 表 現 Ⅱ	2			ビ ジ ネ ス 会 計	2		
日 本 の 歴 史		2		情 報 活 用 Ⅰ		1	
鹿 児 島 の 歴 史		2		情 報 活 用 Ⅱ		1	
郷 土 と 文 学		2		情 報 活 用 Ⅲ		1	
日 本 文 化 史		2		情 報 活 用 Ⅳ		1	
世 界 の 宗 教 と 文 化		2		企 業 マ ネ ジ メ ン ト		2	
ア ジ ア の 歴 史		2		ヒ ュ マ ン ・ リ レ ー シ ョ ンズ		2	
西 洋 の 歴 史		2		マ ー ケ テ ィ ング		2	
国 際 文 化 と 日 本		2		ビ ジ ネ ス 実 務 総 論		2	
国 際 社 会 と 政 治		2		ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 Ⅰ		1	
英 語 Ⅰ		2		ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 Ⅱ		1	
英 語 Ⅱ		2		社 会 福 祉 概 論		2	
観 光 英 会 話 Ⅰ		2		ボ ラ ン テ ィ ア 論		2	
観 光 英 会 話 Ⅱ		2		家 族 と 法		2	

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
環 境 と 法		2		旅行ビジネス実務		2	
法 と 社 会		2		国内旅行業務論		2	
生 物 と 環 境		2		海外旅行業務論		2	
発 達 心 理 学		2		音 楽 理 論		2	
児 童 福 祉		2		音 楽 療 法 概 論		2	
くらしとリサイクル		2		音 楽 療 法 I		2	
障 害 者 と 人 権		2		ポピュラー音楽概論		2	
介 護 概 論		2		西 洋 音 楽 史		2	
レクリエ-ション論		2		民 族 音 楽 概 論		2	
レクリエ-ション指導法 I		1		伝 統 音 楽 実 習		2	
レクリエ-ション指導法 II		1		合 唱 III		1	
書 道		2		合 唱 IV		1	
地 理 学 I (人文地理学・地誌)		2		吹 奏 楽 III		1	
地 理 学 II (自然地理学)		2		吹 奏 楽 IV		1	
生涯学習概論		2		吹 奏 楽 特 講 III		1	
図 書 館 概 論		2		吹 奏 楽 特 講 IV		1	
情報サービス論		2		音 楽 体 験 演 習 III		1	
児童サービス論		2		音 楽 体 験 演 習 IV		1	
図書館サービス概論		2		ア ン サ ン プ ル		2	
図書館情報資源概論		2		ゼ ミ ナ ー ル I	1		
図書館制度・経営論		2		ゼ ミ ナ ー ル II	1		
図書館情報技術論		2		ゼ ミ ナ ー ル III	1		
観 光 概 論		2		ゼ ミ ナ ー ル IV	1		
観 光 事 業 論		2		卒 業 論 文	4		
観光ビジネス実務総論		2					
ホスピタリティ論		2					
ホテル経営論		2		計	32	188	
国 際 観 光 論		2		I ・ II 類 合 計	39	234	

別表第2の1（第25条 関係） 音楽科授業科目Ⅰ類（平成22年3月31日削除）

別表第2の2（第25条 関係） 音楽科授業科目Ⅱ類（平成22年3月31日削除）

別表第3（第26条，第29条第1項および第2項 関係） 教職に関する科目（平成22年3月31日削除）

別表第4（第26条，第29条第3項 関係） 司書教諭に関する科目（平成22年3月31日削除）

別表第5（第26条，第29条第4項 関係）

司書に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
生涯学習概論	2			図書館情報資源概論	2		
図書館概論	2			情報資源組織論	2		
図書館制度・経営論	2			情報資源組織演習	1		
図書館情報技術論	2			情報資源組織演習	1		
図書館サービス概論	2			学校経営と学校図書館		2	} 2単位以上
情報サービス論	2			学習指導と学校図書館		2	
児童サービス論	2			児童文学		2	
情報サービス演習	1			図書館実習	2		
情報サービス演習	1			計	24	6	

別表第6（第26条，第29条第5項 関係）

## ビジネス実務に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
ビジネス実務総論	2			ビジネス・コンピューティング		2	2 単 位 以 上
ビジネス実務演習Ⅰ	1			情報ネットワーク論		2	
ビジネス実務演習Ⅱ	1			情報検索演習		1	
日本語表現Ⅰ		2	2 単 位 以 上	コンピュータの世界		2	2 単 位 以 上
日本語表現Ⅱ		2		情報社会論		2	
プレゼンテーション概論		2		情報メディア論		2	
情報機器利用プレゼンテーション演習		2		国際文化と日本		2	
企業マネジメント		2	2 単 位 以 上	国際社会と政治		2	
マーケティング		2		ボランティア論		2	
ビジネス会計		2		生活と環境		2	
ヒューマン・リレーションズ		2	16 単 位 以 上				
基礎情報処理演習		1					
情報機器の操作		2		計	4	38	

別表第7（第26条，第29条第6項 関係）

## 情報処理に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
コンピュータの世界	2			情報社会論		2	2 単 位 以 上
基礎情報処理演習	1			情報メディア論		2	
情報検索演習	1			国際社会と政治		2	
情報ネットワーク論		2	2 単 位 以 上	国際文化と日本		2	
アルゴリズム論		2		異文化コミュニケーションⅠ		2	
ウェブプログラミング演習Ⅰ		2		異文化コミュニケーションⅡ		2	
ウェブプログラミング演習Ⅱ		2		経 済 学		2	
コンピュータシミュレーション		2	16 単 位 以 上	哲 学		2	2 単 位 以 上
コンピュータグラフィック		2		発 達 心 理 学		2	
企業マネジメント		2		ヒューマン・リレーションズ		2	
ビジネス会計		2		日本語表現Ⅰ		2	
マーケティング		2		日本語表現Ⅱ		2	
				計	4	42	

別表第8（第26条，第29条第7項 関係）

## プレゼンテーション実務に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
日 本 語 表 現 I	2			基礎情報処理演習		1	2 単 位 以 上
日 本 語 表 現 II	2			情 報 検 索 演 習		1	
プレゼンテーション概論	2			情 報 活 用 I		1	
プレゼンテーション演習 I	2			情 報 活 用 II		1	
プレゼンテーション演習 II	2			情 報 活 用 III		1	
情報機器利用プレゼンテーション演習	2			情 報 活 用 IV		1	
ビジネス実務総論		2	4 単 位 以 上	情報ネットワーク論		2	4 単 位 以 上
ビジネス実務演習 I	1			情 報 社 会 論		2	
ビジネス実務演習 II	1			生 活 と 環 境		2	
ビ ジ ネ ス 会 計	2			経 済 学		2	
企業マネジメント	2			ヒューマン・リレーションズ		2	
マーケティング	2			計	12	26	10 単 位 以 上

別表第9（第26条，第29条第8項 関係）

## ウェブデザイン実務に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
ウェブデザイン I	2			情報メディア論		2	5 科 目 10 単 位 以 上
ウェブデザイン II	2			情報ネットワーク論		2	
ウェブデザイン演習	2			アルゴリズム論		2	
ウェブプログラミング演習 I		2	2 科 目 6 単 位 以 上	情 報 処 理 演 習		2	
ウェブプログラミング演習 II		2		コ ン ピ ュ ー タ シ ミ ュ レ ー シ ョ ン		2	
マルチメディア演習 I		2		コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク		2	
マルチメディア演習 II		2					
デザイン論		2		計	6	22	

別表第10（第26条，第29条第9項 関係）

## 観光ビジネス実務に関する科目

全国大学実務教育協会 が定める科目		授 業 科 目		単 位	備 考	
必修科目	観 光 総 論	観 光 概 論		2	◎	必修科目
	観 光 ビジネス論	観 光 事 業 論		2	◎	
	観 光 実 務 論	観 光 ビジネス実務総論		2	◎	
第Ⅰ群「観光学」	国 際 観 光 論	国 際 観 光 論		2	○	5科目10単位 以上選択
	地 域 観 光 論	鹿 児 島 の 歴 史		2	○	
		郷 土 と 文 学		2	○	
	ホ テ ル 経 営 論	ホ テ ル 経 営 論		2	○	
ホ ス ピ タ リ テ ィ 論	ホ ス ピ タ リ テ ィ 論		2	○		
第Ⅱ群「観光ビジネス」	旅 行 業 法	国 内 旅 行 業 務 論		2	○	4科目8単位 以上選択
	旅 行 業 約 款	海 外 旅 行 業 務 論		2	○	
	観 光 フィールドワーク	かごしま教養プログラム		2	○	
		かごしまフィールドスクール		2		
	旅 行 ビジネス実務	旅 行 ビジネス実務		2	○	
	観 光 英 会 話	観 光 英 会 話 I		2	○ (※ I と II 両方 修得すること。)	
観 光 英 会 話 II			2			
観 光 英 会 話 III			2			
観 光 英 会 話 IV			2			
第Ⅲ群「ビジネス実務」	ビ ジ ネ ス 実 務 総 論	ビ ジ ネ ス 実 務 総 論		2	○	5科目12単位 以上選択
	ビ ジ ネ ス 実 務 演 習	ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 I		1	○ (※ I と II 両方 修得すること。)	
		ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 II		1		
	表 現 技 術	日 本 語 表 現 I		2	○ (※ I と II 両方 修得すること。)	
		日 本 語 表 現 II		2		
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 概 論		2	○	
	ビ ジ ネ ス 外 国 語	観 光 中 国 語 I		2	○ (※ 1科目選択)	
観 光 中 国 語 II			2			
ホ テ ル 業 務 の 英 語			2			
情 報 活 用 演 習	情 報 処 理 演 習		2	○		

別表第11（第26条，第29条第10項 関係）

## レクリエーション・インストラクターに関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
レクリエーション論	2			レクリエーション現場実習	1		
レクリエーション指導法Ⅰ	1						
レクリエーション指導法Ⅱ	1			計	5		

別表第12（第26条，第29条第11項 関係）

## 音楽療法士（2種）に関する科目

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
音楽に関する分野				吹奏楽特講Ⅰ		1	
西洋音楽史		2	}2単位以上	吹奏楽特講Ⅱ		1	
民族音楽概論		2		吹奏楽特講Ⅲ		1	
音楽理論	2			吹奏楽特講Ⅳ		1	
合 唱 Ⅰ		1	}2単位以上	音楽体験演習Ⅰ		1	}2単位以上
合 唱 Ⅱ		1		音楽体験演習Ⅱ		1	
合 唱 Ⅲ		1		音楽体験演習Ⅲ		1	
合 唱 Ⅳ		1		音楽体験演習Ⅳ		1	
声 楽 副 Ⅰ		1	}2単位以上	音楽療法に関する分野			
声 楽 副 Ⅱ		1		音楽療法概論	2		
声 楽 副 Ⅲ		1		音楽療法Ⅰ	2		
声 楽 副 Ⅳ		1		音楽療法Ⅱ	2		
ソルフェージュⅠ	1			音楽療法総合演習Ⅰ	1		
ソルフェージュⅡ	1			音楽療法総合演習Ⅱ	1		
キーボード演習Ⅰ	1			音楽療法の関連分野（「教育」，「福祉」，「医学・看護」，「心理」）に関する科目群			
キーボード演習Ⅱ	1			教 育 相 談	2		
アンサンブル	2		}2単位以上	社 会 福 祉 概 論	2		
器 楽 Ⅰ		1		介 護 概 論	2		
器 楽 Ⅱ		1		精 神 保 健	2		
器 楽 Ⅲ		1		心 理 学	2		
器 楽 Ⅳ		1		発 達 心 理 学	2		
吹 奏 楽 Ⅰ		1		音楽療法実習（事前・事後指導1単位を含む）			
吹 奏 楽 Ⅱ		1		音楽療法実習事前事後指導	1		
吹 奏 楽 Ⅲ		1		音 楽 療 法 実 習	2		
吹 奏 楽 Ⅳ		1		計			
					31	28	